



(施行期日)  
**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則**（平成二四年六月一日政令第一五九号）

(施行期日)  
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 (罰則に関する経過措置)  
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。